

境港市 創業支援補助金

境港市では、境港商工会議所等の経済団体や金融機関と連携し、地域産業の振興と活性化を図るため、創業計画書の作成、創業に必要な経費の一部を補助など、地元での創業を全力で支援します！

対象者	<p>①事業を営んだことがなく、境港市内で創業する者※</p> <p>②創業の日までに、次のいずれかに該当していること</p> <ul style="list-style-type: none">・個人の場合は、境港市内に住民登録されていること・法人の場合は、境港市内を本店所在地とした設立登記が行われていること <p>③特定創業支援等事業による支援を受けた者 (境港商工会議所でも支援しています)</p> <p>④境港市税に滞納がない者 など</p> <p>※補助金の交付対象外となる業種があります。</p>
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・事業拠点費 (備品購入費、事務所改修費など)・宣伝広告費 (チラシデザイン、HP制作費など)・設立登記費 (会社の設立登記に要する経費)
補助金額	<p>対象経費の1/2 (上限30万円※)</p> <p>※1ターン者 (鳥取・島根県内に在住したことがある者を除く) に限り、上限50万円</p>
申請期限	創業の日から30日以内

詳細については、下記までお問い合わせください。

○境港市水産商工課 商工振興係
☎ 0859-47-1056 ✉ suisan@city.sakaiminato.lg.jp

○境港商工会議所 相談課
☎ 0859-44-1111 ✉ cci@sakaiminato.com

補助金交付の流れ

1 特定創業支援等事業に参加

- ・事業経営に必要な知識を習得することを目的に、経済団体が開催する「創業ゼミ」を受講するか、「経営支援専門員の支援（1か月以上かつ4回以上）」を受けてください。
- ・受講や支援にあたっては、事前に境港商工会議所へ相談してください。



2 特定創業支援等事業を受けたことについての証明

- ・市水産商工課へ証明書の発行申請書を提出してください。
- ・提出いただいた後、審査の上、証明書を発行します。
- ・発行申請書は、次の「3 補助金の交付申請の提出」と合わせて提出しても差し支えありません。



3 補助金の交付申請書の提出

- ・創業の日から30日以内に、交付申請書に必要書類を添付して、市水産商工課へ提出してください。
- ・提出いただいた後、審査の上、交付決定通知書を送付します。



4 支払請求書の提出

- ・交付決定通知書の写しを添付して提出してください。
- ・提出いただいた後、指定口座に振り込みます。



5 経営状況報告書の提出

- ・補助金の交付決定した翌年度から3年間、毎年度の経営状況について、報告書を市水産商工課へ提出してください。